

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警視庁警務部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各課長
警察大学校教務部長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁参総発第22号
令和2年2月28日
警察庁長官官房参事官
(国際・海外セキュリティ対策調整担当)

通訳業務における新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)
新型コロナウイルス感染症への対応については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか。以下「官房長通達」という。)等により示達されているところであるが、各位にあつては、下記について留意の上、通訳業務における部内通訳人の感染防止等を徹底されたい。

記

1 部内通訳人による通訳業務における対応

(1) 一般的な留意事項

部内通訳人(各都道府県警察から、その語学力を見込まれて通訳人として指定・登録を受けている警察職員をいう。以下同じ。)が通訳業務を行う際は、官房長通達1に基づき、感染予防対策等を徹底すること。

(2) 部内通訳人が感染した又は感染の疑いがある場合の措置

部内通訳人が新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがある場合は、官房長通達に基づき、必要な措置をとるとともに、本件担当宛てにも報告を行うこと。

2 部外通訳人に対して通訳業務を要請する場合における対応

部外通訳人(各都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人をいう。以下同じ。)に対して、官房長通達3(1)に基づき、あらかじめ必要な感染予防対策に関する注意喚起や協力依頼を行うこと。

また、個別の事案について通訳業務を要請する場合には、事前に発熱の有無な

ど当該部外通訳人の健康状態等につき所要の確認を行い、必要があると認めるときは、部内通訳人を当該通訳業務に従事させるなど、適切な措置をとること。